

令和2年4月7日

保護者 様

四万十市立具同小学校

校長 宮川 成也

## 学校再開に係る諸事項（お願い等）について

桜花の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝にてお過ごしのことと思います。

さて、幡多郡内でも、新型コロナウイルスの感染者が報告されましたが、ご存じの通り、国内では、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大流行につながりかねないとの見解が示されています。このため、新学期以降も感染防止に万全を期することが必要で、集団感染を防ぐ3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での密接な会話や発声）が同時に重なることを回避する対策が不可欠となっています。

文部科学省からの通知では、学校では特に、「換気の徹底」と「近距離での会話や発声の際のマスクの使用」の対応をとることが示されており、本校でも教室等の換気は、授業中や休み時間等で定期的に行うようにしていきます。しかし、マスクについては、国から各家庭2枚配布される見込みとなっておりますが、配布されるまでの間については、市販のものを入手することが困難な状況が続いていますので、子どもたちが使用するマスクについて、手作りのマスクの作製・使用を積極的にお願いしたいと思います。（※作り方の参考として別紙を添付しています。）なお、教職員もマスクを着用し、授業等を行うこととしています。

また、児童の体調管理の一つとして、各家庭で、登校前に体温の計測をお願いします。その際、発熱等の症状が見られる場合には、自宅での療養、経過観察を行うとともに、学校への電話連絡をお願いします。その場合には、出席停止の措置となります。

その他、学校としましては、登校時、外から教室に入った時、給食時、掃除の後等の手洗いを徹底していくとともに、放課後には、階段の手すり、手洗い場やトイレの蛇口、教室のドア等、不特定多数の人が触れる場所のアルコール消毒を行い、感染防止に努めていきます。

児童の安全確保のために、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

### 【重要】四万十市教育委員会通知文（抜粋要約）

＜児童が感染した場合＞ \*教職員も同様

- ・教育委員会は、学校保健安全法に基づき、学校の臨時休業を速やかに行う。期間は、状況に応じて教育委員会が定める。

＜児童が感染者の濃厚接触者として特定された場合＞ \*教職員も同様

- ・出席停止の措置を取り、出席停止期間の基準は2週間とする。
- ・臨時休業の措置は行わない。

★上記とは別に、教育委員会は、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、感染者のいない学校を含めて臨時休業の措置をとる場合もある。